

福岡工業大学における動物実験に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡工業大学（以下、「本学」という。）において行う動物実験（以下、「動物実験等」という。）に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下、「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下、「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下、「ガイドライン」という。）を基に、科学的にはもとより、動物福祉・動物愛護・環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験等の実施を図ることを目的とする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」、その他関係法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である次の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

- (1) Replacement（代替法の利用：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。）
- (2) Reduction（使用数の削減：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること。）
- (3) Refinement（苦痛の軽減：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。）

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。

- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいい、「福岡工業大学食品農医薬品研究センター規程」第3条第1項第2号で定める動物実験施設長をもって充てる。
- (10) 「実験動物管理者」とは、実験動物に関する知識及び経験を有し、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者で、管理者の推薦に基づき、学長に任命された者をいう。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 「法令」とは、法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令(告示を含む)をいう。
- (14) 「指針等」とは、基本指針及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針並びにガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 飼養保管施設の整備
 - (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
 - (3) 前号の結果に基づく改善措置
 - (4) 飼養保管施設及び実験室の承認
 - (5) 動物実験等に係る安全管理
 - (6) 教育訓練の実施
 - (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
 - (8) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置
- 2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、飼養保管施設及び実験室の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第5条に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次の事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること

- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関する事
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関する事
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関する事

(委員会の構成)

第6条 委員会は、基本指針に示された次の各号に掲げる委員で組織する。なお、構成委員は別に定める。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

(委員長・任期等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 本学における動物実験等及び委員会に関する事務は、総合研究機構事務室が行う。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の「動物実験計画書(様式1)」により学長に申請すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、致死的な動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、委員会の審査を経て、申請を承認し、又は却下すること。
 - 3 学長は、所定の「動物実験計画書の審査結果通知(様式2)」にて、その申請結果を当該動物実験責任者に通知すること。

(実験操作)

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、本学において関連する規程等が整備されるまでは実施できない。
- (4) 関連する規程等が整備された場合には、安全管理に注意を払うべき実験については、実施可能であるが、その場合、法令及び当該規程等に従うこと。
- (5) 前号の場合、物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための実験に先立ち適切な施設や設備を確保すること。
- (6) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (7) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実施結果の報告）

第11条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施した後、所定の「動物実験実施報告書及び動物実験の自己点検報告書（様式3）」により、使用動物数、動物実験計画からの変更の有無及び成果等の、動物実験計画の実施の結果及び自己点検の結果について学長に報告しなければならない。

2 学長は、動物実験計画の実施の結果及び自己点検の結果について、委員会に報告すること。

3 学長は、動物実験計画の実施の結果及び自己点検の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

（実験動物の飼養及び保管）

第12条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

（実験動物の導入）

第14条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講ずること。

（飼養及び保管の方法）

第 15 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(健康管理)

第 16 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第 17 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(記録管理の適正化及び報告)

第 18 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備、保存すること。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めること。

3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、所定の「飼養保管施設の自己点検報告書（様式 4）」を用いて、委員会経由で学長に報告すること。

4 学長は、前項の報告内容について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な飼養保管体制維持のために改善措置を講ずること。

(譲渡等の際の情報提供)

第 19 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第 20 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めること。

(飼養保管施設の設置)

第 21 条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書（様式 5）」により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下すること。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第 22 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第 23 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が所定の「実験室設置承認申請書（様式 6）」により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下すること。
- 3 学長の承認を得た実験室でなければ、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、当該実験室での実験動物への実験操作（原則 48 時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(実験室の要件)

第 24 条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 25 条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第 26 条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届（様式 7）」により、学長へ届出ること。

- 2 学長は、廃止届出された施設等を委員会に調査させ、その報告により、廃止を承認すること。
- 3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(危害等の防止)

第 27 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- 5 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第 28 条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第 29 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(教育訓練)

第 30 条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) 人獣共通感染症に関する事項
 - (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。
 - 3 学長は、本学で行う教育訓練を委員長及び管理者に委任できる。その場合、委員長及び管理者は前項の記録を学長に報告し、承認を得なければならない。
 - 4 動物実験実施者及び施設に立ち入る必要がある者は、教育訓練を 1 年に 1 回必ず受講しなければならない。

(自己点検・評価、検証)

第 31 条 学長は、委員会に毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、自己点検・評価を年度末までに行わせること。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を実施するよう努めること。

(情報公開)

第 32 条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、外部の機関等による検証の結果、その他国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する項目等）及び飼養保管基準等の遵守状況を毎年 1 回程度公表すること。

(罰則)

第33条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は委員会の助言を求めることができる。

(準用)

第34条 本規程第2条第1項第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(準拠)

第35条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第37条 この規程の改廃は、委員会及び総合研究機構運営委員会の議を経て教授会に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、「福岡工業大学における小動物実験に関する規程」(平成30年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(様式1)

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

福岡工業大学長 殿

申請者 (動物実験責任者)

所属・職名: _____

氏 名: _____ 印

「福岡工業大学における動物実験に関する規程」第9条第1項の規定に基づき、次のとおり動物実験計画書を提出します。

動物実験計画書

動物実験課題名 (主実施者名)	(教員: _____ 学生: _____)		
計画区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 (※変更部分にアンダーラインを記載すること。(※1))		
動物実験実施者	氏 名	内線番号	教育訓練受講の有無
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
飼養保管施設:	<input type="checkbox"/> 動物実験施設 (<input type="checkbox"/> 飼育室1・ <input type="checkbox"/> 飼育室2) <input type="checkbox"/> その他の学長承認飼養保管施設 (_____)		
実験室:	<input type="checkbox"/> 動物実験施設 (動物実験実習室) <input type="checkbox"/> その他の学長承認実験室 (_____)		
動物実験の種類:	<input type="checkbox"/> 試験・研究 <input type="checkbox"/> 教育・訓練 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
特殊実験区分の有無:	<input type="checkbox"/> 有 (_____) ・ <input type="checkbox"/> 無		
実験目的 (実験の目的・意義・必要性等について具体的に記入してください)			

研究概要（研究計画と方法、動物死体の処理方法について、その概要を記入する）

実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠、人道的エンドポイント等を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる）

	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先	備考
使用動物							

(様式2)

年 月 日

所属：

動物実験責任者： 殿

福岡工業大学
学長

印

動物実験計画書の審査結果通知

年 月 日付けで提出された、動物実験計画について、審査結果は以下の通りです。

動物実験課題名：

計画区分：新規 変更

記

- 計画書通り実験を進めて差し支えありません。
- 修正を確認しましたので計画書通り実験を進めて差し支えありません。
- 下記の修正意見等に配慮して実験を行ってください。
- 本実験計画は、福岡工業大学における動物実験に関する規程に適合しません。
差し戻しますので再検討してください。

(意見等)

承認番号：第

号

(様式3)

動物実験実施結果報告書及び動物実験の自己点検報告書

年 月 日

福岡工業大学長 殿

「福岡工業大学における動物実験に関する規程」第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【動物実験実施結果】 (提出：動物実験責任者 ⇒ 学長(報告) ⇒ 動物実験委員会 (助言) ⇒ 学長)

承認番号	第 号
動物実験課題名	
動物実験責任者	所属・職名
	氏 名 印
① 実 績	動物実験実施状況 <input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(注1) <input type="checkbox"/> 中止(以降の(※1)の項目のみ記入)
	動物実験実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	動物実験実施日 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日, 月 日
実 施 し た 動 物 実 験 の 概 要	②動物実験の総括・成果
	③苦痛の軽減・排除など 動物福祉に配慮した点
④安楽死処置の方法	<input type="checkbox"/> 麻酔薬等の使用 (薬剤名等：) (投与量・経路：) <input type="checkbox"/> 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 中枢破壊(具体的に記入：)法) <input type="checkbox"/> その他の方法()
	⑤死体、汚物等の処理 ■ 専門業者に委託 (委託業者名：福伸メディカル) <input type="checkbox"/> その他()

【記入要項】

- ①「実績」は、該当する動物実験実施状況に印を付けること。実施した場合は動物実験実施期間及び動物実験実施日を記入すること。
 - ②「動物実験の総括・成果」は、実際に実験した内容、得られた成果(発表や報告)を簡潔に記述すること。
 - ③「苦痛の軽減・排除など動物福祉に配慮した点」は、当該動物実験を実施した際に、動物福祉に配慮した点を簡潔に記述すること。
 - ④「安楽死処置の方法」は、実際に処置した方法に印を付け、その方法を記述すること。
 - ⑤「死体、汚物等の処理」は、実際に処分した方法に印を付け、その方法を記述すること。
- (注1) 動物実験計画書(計画区分：□変更)が提出され、承認されていること。

実施した動物実験の概要	⑥動物実験に参加した者の氏名および人数	氏名： 人数：			
	⑦実験動物の入手	動物種			
		系統			
		性別			
		微生物学的品質			
		入手日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		入手先			
		入手数		匹	匹
	⑧実験動物の搬入に伴う異常の有無 (⑦の実験動物の入手数の内、異常の有無)	<input type="checkbox"/> 異常なし			
		<input type="checkbox"/> 異常あり	動物数： 対応結果：	動物数： 対応結果：	動物数： 対応結果：
実際に使用した実験動物	⑨飼養履歴 (飼養日数と動物数)	日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	
		日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	
		日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	
		日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	
		日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	日数 (日) 動物数 (匹)	
	⑩使用した実験動物数計	♂： 匹 ♀： 匹 不明： 匹	♂： 匹 ♀： 匹 不明： 匹	♂： 匹 ♀： 匹 不明： 匹	
⑪動物実験実施中に生じた動物管理上の異常	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合は具体的事象を記入してください。)				
⑫関連事故の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合は具体的事象を記入してください。)				
(※1) 中止の理由					
備考	(動物実験のために入手した動物数と、実際の動物数が異なる場合は、その理由を、また、使用しなかった実験動物がいた場合は処理方法を記載してください。)				

【記入要項】

- ⑥「実際に動物実験に参加した人数」は、実際に参加した人数を全て記入すること。
- ⑦「実験動物の入手」は、入手した動物種、系統、性別、微生物学的品質、入手日、入手先、入手数を記述すること。
- ⑧「動物の搬入に伴う異常の有無」は、動物を搬入した際、認められた実験動物の異常や逃亡等の緊急事態について記載すること。
- ⑨「飼養履歴」は、⑦の実験動物入手の入手日から動物実験を実施した日までの飼養日数と動物数を記載すること。
- ⑩「使用動物数」は、安楽死(自然死を含む)した総動物数を記載すること。
- ⑪「動物実験中に生じた動物管理上の異常」は、動物実験中に発生した実験動物の異常(疾病に罹患、死亡)や逃亡等の緊急事態について記載すること。
- ⑫「関連事故の有無」は、動物実験実施中に発生した咬傷、針刺しなどの事故等について記載すること。

【自己点検】

1.総合的实施状況	総合的に見て、適正に実施することができたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった
	【理由】
2.動物の選択	使用動物種は適正であったか。また、動物は適正に用いたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった
	【理由】
3.動物数の削減	使用動物数（実験使用数及び繁殖数）の削減に努めたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった
	【理由】
4.動物の苦痛軽減、 排除及び安楽死	動物の苦痛軽減、排除及び安楽死を適切に行ったか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった
	【理由】
5.動物実験施設の利用	飼養保管施設及び実験室を適切に使用したか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった
	【理由】
6.事故の発生	事故の措置等の有無。 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	・発生日時： <input style="width: 150px; border-bottom: 1px solid black;" type="text"/> ・被災者名： <input style="width: 150px; border-bottom: 1px solid black;" type="text"/>
7.特記事項	

※動物実験委員会 記入欄	記入日： 年 月 日 動物実験結果報告及び動物実験の自己点検報告に関して <input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 下記の点に注意を要する 助言内容： <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">動物実験委員長 氏名 印</div>
※学長記入欄	年 月 日 <input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 今後、上記の助言内容をもとに改善を行ってください <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">福岡工業大学長 印</div>

【記入要項】

- ⑬項目1～5については、「■改善すべき点があった」場合には、下の枠内にその理由を簡潔に記載すること。
- ⑭項目6については、「■あり」の場合は、下の枠内に発生日時と被災者名を記入すること。
- ⑮項目7については、必要に応じて記入すること。
- ⑯※の事項については、学長及び動物実験委員会の記入欄であるため、記入しないこと。

年度 飼養保管施設の自己点検報告書

■飼養保管施設の管理状況 (提出: 管理者 (動物実験施設長) ⇒ 動物実験委員会 ⇒ 学長)

管理者	所属・職名						
	氏 名	印					
対象飼養保管施設	施設名称: 動物実験施設 施設設置場所: 福岡工業大学B棟6階						
1.総合的管理状況	総合的に見て、適正に管理することができたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった						
	【理由】						
2.動物実験及び飼養保管の状況の選択	使用動物種は適正であったか。また、動物は適正に用いたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった						
	【理由】						
3.使用した実験動物の種類及び数等	動物種						
	系 統						
	使用数						
4.安全確保	人の安全に配慮した適正な環境が整備されていたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった						
	【理由】						
5.環境保全	適正な環境を維持することができたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった						
	【理由】						
6.事故の発生	事故の措置等の有無。 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
	・発生日時:				・被災者名:		
	・発生日時:				・被災者名:		
7.特記事項							

(様式5)

飼養保管施設設置承認申請書

福岡工業大学長 殿

申請者（管理者）氏名

印

福岡工業大学における動物実験に関する規程第21条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日

受付番号

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属 職名 氏名 連絡先
	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
	<飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備： (例：温湿度制御、換気回数等) 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称： 規格： 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

<p>4. 特記事項 (例: 化学的危険物質等を扱う場合等の設備構造の有無等)</p>	
<p>5. 委員会記入欄</p>	<p>調査月日： 年 月 日</p> <p>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 以下の意見等の通り改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。</p> <p>意見等：</p>
<p>6. 学長承認欄</p>	<p>承認： 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 本申請を承認します。 <input type="checkbox"/> 本申請を却下します。</p> <p>承認番号：第 号</p> <p style="text-align: right;">福岡工業大学長 印</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

(様式6)

実験室設置承認申請書

福岡工業大学長 殿

申請者（管理者）氏名

印

福岡工業大学における動物実験に関する規程第23条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	〈実験室管理者〉(例: 教室主任者等) 所属 職名 氏名 連絡先
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積: (m ²) 2) 実験に使用する実験動物種: 3) 実験設備 (特殊装置の有無等) 4) 逸走防止策 (前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (例: 化学的危険物質等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 以下の意見等の通り改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認: 年 月 日 <input type="checkbox"/> 本申請を承認します。 <input type="checkbox"/> 本申請を却下します 承認番号: 第 号 <p style="text-align: right;">福岡工業大学長 印</p>

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

(様式7)

年 月 日

施設等（ 飼養保管施設 ・ 動物実験室 ）廃止届

福岡工業大学長 殿

申請者（管理者）氏名

印

福岡工業大学における動物実験に関する規程第26条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 （施設）または実験室の名称	設置承認番号（ ）
2. 管理者	所属 職名 氏名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置 （施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された施設等は廃止可能である。 （条件等 <input type="checkbox"/> 以下の意見等の通り改善後、廃止すること。） <input type="checkbox"/> 申請された施設等は廃止可能でない。 意見等
8. 学長記入欄	承認： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 本届を承認します。 <input type="checkbox"/> 本届を却下します。 承認番号：第 号 <p style="text-align: right;">福岡工業大学長 印</p>